

若手起業家支援事業「起業街道 枚方塾」募集要項

■支援対象者

以下の要件全てを満たす方（法人の場合は、法人の代表者が伴走支援対象者となります。）

1. 枚方市内に在住・在学・在職又は、枚方市内で事業を実施予定（実施中）の若手起業家。（注1）
2. 令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間で、枚方市立地域活性化支援センターの支援を受けた実績がある。
3. 次のどちらかに該当する方
 - 令和6年3月31日までに起業予定の方または令和5年4月1日時点で事業を開始した日以降5年を経過していない中小企業者（注2）
 - 既に起業している場合、令和6年3月31日までに新分野進出や新事業展開に挑戦する中小企業者
4. 市税等に滞納がない方（注3）
5. 枚方市暴力団等追放推進条例第2条に規定する暴力団または暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団員が役員である者または密接な関係を有する者に該当しない方
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は同条第13項に規定する接客業務受託営業のうち性風俗関連特殊営業に係る営業を営む者に該当しない方

（注1）若手とは概ね35歳未満を想定していますが、応募に際し年齢制限はありません。

（注2）中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する方とします。

（注3）法人にあっては、法人の代表者および法人にかかる市税等において滞納がないこと。

■支援対象者の選定方法

審査方法…書面審査

支援対象者は4組程度を予定しています。

審査基準

以下の観点から総合的に審査します。

審査の視点項目	説明
革新性	新たな視点やノウハウを取り入れ、新規市場をターゲットとしているか
独創性	既存の事業にはない、独自の発想に基づく事業を行おうとしているか
熱意・意欲	事業実施に対して強い意欲があるか
競争優位性	他社との差別化が可能な事業プランとなっているか
発展性	市内事業者との相乗効果を促進し、地域経済の活性化が見込めるか
地域性	地域に貢献できるような事業プランになっているか
市場性	市場ニーズが見込めるか
実現性	提供する機能(サービス)の実現は可能か

■審査通過者への支援

1. 事業計画のアドバイスを受けながら、専門家による伴走支援を受け、創業の準備ができます。
2. 計画する事業の実証に対し 20 万円の事業検証支援金を受けられます。
3. 支援期間中枚方市が認めた課題に対し、上限を 10 万円とする枚方市立地域活性化支援センターとの連携事業を実施し、地域課題解決の実績を得ることができます。

■スケジュール

No	内容	期間・日程	提出書類	提出書類作成時注意等
1	応募書類提出 締切日	令和 5 年 3 月 17 日	参加申請書 (様式 1 号) 宣誓・同意書 (様式 2 号)	宣誓・同意書は自署または記名 押印のうえ、ご提出ください
2	書面審査	3 月下旬頃		
5	支援対象者決定	3 月下旬頃		
6	伴走支援	4 月中旬から 12 月 31 日まで		
7	最終発表	令和 6 年 1 月中旬頃		成果報告の発表（プレゼンテー ション）
8	進捗状況の報告	随 時		事業実施後における進捗状況の 報告

■申請にあたっての留意事項

- 提出書類は返却致しませんのでご注意ください。
- 応募された内容が第三者の知的財産権等に損害を与えた場合、応募者の責任で解決してください。
- 審査を通過した事業プランについては、「応募者」、「事業名称」、「事業概要」等を公表する場合があります。
- 応募された内容は、公開される可能性があるため、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。公開によって生じたトラブルについて、市は一切の責任を負いません。
- 伴走支援対象者となった方は、支援期間終了後1年間において、事業の進捗状況について報告をして頂きます。
- 事業プランの内容について、法令等に違反するもの、また、法令等に違反していると認められるに足る事実が判明した場合は、応募自体が無効となりますので予めご了承ください。